

平成23年度山武郡市職員合同採用試験

- **◆試験日時** 9月18日(日)午前10時(9時受付開始)
- ◆試験会場 千葉県立東金高等学校 「東金市東金1410] ※一般行政職の身体障害者の試験会場は、受験団体によ り異なります。

山武市―山武市成東保健福祉センター[山武市殿台296番地] 横芝光町一横芝光町役場「横芝光町宮川11902番地]

◆申込書請求先

参加団体の人事担当課へ(山武市については、各出張所でも配布) ※山武郡市広域行政組合のホームページからも様式をダ ウンロードできます。

http://www.sanbukouiki-chiba.jp

- **◆受付期間** 8月1日(月)~12日(金)
- ◆受付 受験を希望する団体の人事担当課へ(山武市は、各 出張所でも受付可)

◆募集団体と採用予定人員 愛験の申込みは、一参加団体に 限り、供願はできません。

	職種別採用予定人員											
団体名	一般行政職					保	幼稚	保	管理	消	技術職	
(電話番号)	上級	(身体 事者)	福社 祉会 士	初級	(身体障害者) (身体障害者)	育士	園教諭	健師	管理栄養士	防職	建築	土木
東 金 市 (50)1118	4			2		1	1				1	1
山 武 市 雷 (80)1117	4	1				2						1
大網白里町 ☎ (70)0301	8		1				2		1			1
九十九里町 ☎(70)3106				4				1				
芝山町 35 0479(77)3901				4		1						
横芝光町 25 0479(84)1211			1	3	1							
山武郡市広域水道企業団 (55)7851				1								
山武郡市広域行政組合 ☎(54)0250										10		

◆試験職種及び受験資格

試	験		<u>×</u>	5	<u>}</u>	受 験 資 格
	上	級	東大	金網白	主用的	
	工 秘	их	山	討	t त	・昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 ・平成2年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方。 (平成24年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	上(身体障	級 達害者)	Щ	討	ै तं	・昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ、(1)から(3)までのすべての要件を満たす方で、学歴を問わない。 ・平成2年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業し、(1)から(3)のすべての要件を満たす方。(平成24年3月までに卒業見込みの方を含む。) (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。 (2) 自力により通勤ができ、介護なしに職務の遂行が可能であること。 (3) 活字印刷文の出題への対応が可能であること。
	社会福祉士			11.5	里町	る試験で資格取得見込みの万。
-			横 東	芝 金		
一般行政職	初	九芝横山	十九世	1 里町	・昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	
初級(身体障害者)	417				・昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれ、(1)から(3)までのすべての要件を満たす方で、 学歴を問わない。	
		横芝光	光町	(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。 (2) 自力により通勤ができ、介護なしに職務の遂行が可能であること。 (3) 活字印刷文の出題への対応が可能であること。		
/ 2	保 育 士		東芝	金		「年度に実施される試験で資格取得見込みの方。 「本度に実施される試験で資格取得見込みの方。
本			山	武		る万亚のに平成23年度に実施される試験で保育士及の幼稚園教諭の貧格取得見込みの方。
幼稚	園教	諭	東大	金網 白	全 市	成23年度に実施される試験で資格取得見込みの方。
保	健	師	九	ተ	. 里町	・昭和51年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方及び平成23 年度に実施される試験で資格取得見込みの方。
管 理	栄 養	±	大	網白	里町	・昭和51年4月2日以降に生まれた方で、管理栄養士の資格を有する方及び平成23年度に実施される試験で資格取得見込みの方。
消	防	職	山広士	武域行	郡市政組合	・昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
技術職	建築	上級	東東大	金組		・平成2年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方。
	土木	上級	山	司		・昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。

- (5) 日本国憲法施行の日以降において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者